

令和5年度第20回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出日：令和6年1月25日

担当部・課：保健福祉部保健福祉総務課〔内線2452〕

① 件名		
石巻市社会福祉協議会運営費に係る補助基準の明確化について		
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）		
<p>【背景】 復興事業から地域共生社会の実現に向けた取組や包括的な支援体制への移行に向けた事業の整理に伴い、石巻市社会福祉協議会の適正な人員配置を進めるとともに、同協議会への適正な補助金のあり方についての検討・協議を踏まえ、令和5年3月に石巻市社会福祉協議会職員適正化計画が提出された。</p> <p>また、石巻市社会福祉協議会への補助金については、補助金交付要綱を制定せず、これまで覚書等に基づき交付してきたことから、補助基準を明確化することが必要となっている。</p> <p>【目的】 石巻市社会福祉協議会の安定的な運営及び地域福祉の向上を図るため、補助金交付要綱を制定し、同協議会に対して予算の範囲内で補助金を交付することで、運営費助成等の適正化を図るもの。</p>		
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性		
<p>【根拠法令】 石巻市社会福祉法人の助成に関する条例（平成17年条例第130号） 石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年規則第47号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第3章 共に支え合い誰もが生きがいをもち自分らしく健康に暮らせるまち 第5節 みんなが共に支え合う地域共生社会の実現 1 地域での孤立防止を推進する</p> <p>石巻市地域福祉計画（第4期）</p>		
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）		
平成27年2月	石巻市行財政運営プラン（社会福祉協議会への委託業務内容等の整理）	
令和3年3月	石巻市行財政改革推進プラン2025（社会福祉協議会への適正な運営助成等の整理）	
令和5年3月	石巻市社会福祉協議会職員適正化計画の受理	
令和6年1月	令和6年度当初予算裁定	
⑤ 主な内容		
1 補助対象経費 介護保険事業、障害福祉事業、指定管理事業、各種受託事業等に係る費用を除いた経費及び他補助金の対象とならない経費で、次に掲げるものとする。		
補助対象項目	補助対象経費	補助金額
職員給料	職員給料	予算の定める範囲内の額
職員手当	期末勤勉手当、時間外勤務手当、通勤手当、住宅手当、扶養手当、管理職手当、資格手当	
共済費	健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども手当拠出金、雇用保険料、労働災害保険料、一般拠出金、退職積立金、健康診断料	

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

石巻市社会福祉協議会の安定的な運営及び地域福祉の向上が図られる。

【市財政への負担】（令和6年度当初予算額）

170,859千円（一般財源）

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

社会福祉協議会が設置されている県内市町村については、各自治体から各社会福祉協議会へ補助金を交付している。

※社会福祉協議会への補助金交付要綱を制定している県内各市
 仙台市、塩竈市、多賀城市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和6年2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案
 石巻市社会福祉協議会運営費補助金交付要綱制定
 （施行予定年月日：告示の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。）

⑨ その他

【石巻市社会福祉協議会職員適正化計画】

震災後の業務肥大化により増加した職員数の削減を目指すもので、令和4年度の運営費補助金の対象職員数33名を、令和9年度までに震災前と同数の31名まで削減することとしている。

運営費補助金対象職員の削減計画

H22	H31	R4	R5	R6	R7	R8	R9
31名	35名	33名	32名	32名	32名	31名	31名
			← 計 画 期 間 →				

【今後の方針】

適正化計画の進捗管理と併せ、効率的な運営を行うための必要な助言や協議を行い、適宜計画の見直しを求めていくなど、継続して補助金の適正化を図っていく。